

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告を次のとおり公表する。

令和7年2月19日

盛岡市監査委員	菊田隆
同	高橋宏弥
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

第1 準拠基準

盛岡市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

第3 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定により、令和5年度中に当市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者のうち、次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

- 1 財政援助団体は、令和5年度の補助等の額が100万円以上のもので、事業等に係る補助等を受けているもの又は運営等に係る補助等を受けているもののうち、次の1団体とした。

盛岡市農業再生協議会（盛岡市経営所得安定対策等推進事業費補助金）

- 2 出資団体は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7第1項で規定するもののうち、次の2団体とした。

(1) 一般財団法人盛岡地区勤労者共同福祉センター

(2) 公益財団法人盛岡国際交流協会

- 3 公の施設の指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき令和5年度において公の施設の管理を行わせているもののうち、次の2団体（2施設）とした。

(1) 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団（盛岡市立見前北児童センター）

(2) もりおか歴史文化館活性化グループ（もりおか歴史文化館）

第4 監査の範囲

財政援助団体等に係る関係部課等の業務及び財政援助団体等の次に掲げる業務とした。

1 財政援助団体

補助対象事業に係る出納その他の事務の執行に関すること。

2 出資団体

事務事業全般に係る出納その他の事務の執行に関すること。

3 公の施設の指定管理者

対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関すること。

第5 監査の着眼点

監査に当たっては、次の点を重点項目とした。

1 財政援助団体

- (1) 交付決定手続に関すること。
- (2) 事務事業の執行に関すること。
- (3) 補助等に係る実績及び成果に関すること。

2 出資団体

- (1) 出資の目的に関すること。
- (2) 事業経営に関すること。

3 公の施設の指定管理者

- (1) 条例等に関すること。
- (2) 協定に関すること。
- (3) 管理費用に関すること。

第6 監査の主な実施内容

実施通知に基づき提出された補助金に関する調書、出資に関する調書、公の施設の管理に関する調書と、監査実施日に提出された財政援助団体等の会計処理に係る諸帳簿、証書類その他の事務に係る文書について、通常実施すべき監査手続によりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、財政援助団体等の責任者等から事務事業、収支予算の執行状況、補助・出資・施設管理の実態等を聴取して適否の確認を行った。

第7 監査の実施場所及び日程

監査の期間 令和6年11月5日から令和7年2月19日まで

監査対象機関	実地監査期日及び場所
【財政援助団体】 盛岡市農業再生協議会	令和6年12月2日 若園町分庁舎5階 502会議室
【出資団体】 一般財団法人盛岡地区勤労者共同福祉センター	令和6年12月5日 盛岡地区勤労者共同福祉センター 1階 会議室
公益財団法人盛岡国際交流協会	令和6年12月3日 本庁舎5階 監査室
【公の施設の指定管理者】 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	令和6年12月4日 盛岡市立見前北児童センター 集会室1
もりおか歴史文化館活性化グループ	令和6年12月6日 もりおか歴史文化館1階 研修室

第8 監査の結果

財政援助団体等に係る監査の結果は、次のとおりである。

- 1 補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに従いその要件が整っているものと認められた。
- 2 補助基準の運用及び補助金額の決定並びに補助金交付に関する手続は、根拠となる法令、規則及び契約書等に基づいて行われているものと認められた。
- 3 補助金及び出資金は、それぞれの目的・条件に沿って有効に使用され、また、運用されており、公共の福祉の充実向上に資するもので、財政的援助の公益上の必要性があるものと認められた。
- 4 公の施設の管理運営に係る協定等に関する一連の関係書類は、法令、条例及び規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。
- 5 指定管理料に関する手続は、協定書に基づいておおむね適正に行われているものと認められた。
- 6 公の施設の指定管理者による管理運営は、公の施設の設置目的に沿っておおむね適正に管理されているものと認められた。
- 7 各事業の執行に伴う会計処理の方法及び関係書類の作成は、会計諸規定に基づいて行われ、これら一連の処理状況はおおむね良好であると認められた。

事務の執行はおおむね良好と認められたが、財政援助団体等の一部には、別紙に掲げる是正又は改善を要する事例が見受けられたので、適切に措置されたい。

また、一部の事務処理について、意見を述べる。

盛岡市農業再生協議会

1 財政援助団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市若園町2番18号
盛岡市農業再生協議会
会長 内館 茂

2 財政援助の目的

当該補助金は、農業経営の安定と農業生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するため、盛岡市内に設置された地域農業再生協議会が経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

3 補助金額等

盛岡市経営所得安定対策等推進事業費補助金

補助金額	交付決定年月日	交付年月日	交付金額
5,386,000円	令和5年5月15日	令和5年5月26日	5,386,000円

4 監査の結果

当該補助金について、補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められたが、補助金交付に係る手続きについて、次のとおり意見を述べる。

【意見】

- 盛岡市経営所得安定対策等推進事業費補助金に係る一連の手続きにおいて、補助金の申請代表者と交付決定者が同一であり、民法第108条の双方代理の禁止の規定が類推適用されるおそれがあることから、補助金の交付決定者である盛岡市と協議されたい。

なお、盛岡市においては、当該事案を含めた包括的な課題を解決されることを望む。

一般財団法人盛岡地区勤労者共同福祉センター

1 出資団体の所在地、名称及び代表者名

紫波郡矢巾町流通センター南一丁目2番7号
一般財団法人盛岡地区勤労者共同福祉センター
理事長 内館 茂

2 出資の目的

当該団体は、勤労者の福祉を図り、労働力の確保と雇用の安定に資することを目的とする団体であり、公益上の必要性から出資したものである。

3 出資金額等

一般財団法人盛岡地区勤労者共同福祉センター出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
昭和55年8月28日	(昭和55年9月2日) (昭和55年10月14日)	800,000円 (250,000円) (550,000円)	80%

4 監査の結果

当該団体は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

公益財団法人盛岡国際交流協会

1 出資団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市内丸12番2号

公益財団法人盛岡国際交流協会

理事長 鎌田 英樹

2 出資の目的

当該団体は、盛岡市の歴史、文化その他の特性を生かしながら、幅広い分野における国際交流、協力活動を展開することにより、市民の国際相互理解と国際協力思想の促進を図り、「世界に開かれた魅力あるまち・盛岡」の創造に寄与することを目的とする団体であり、公益上の必要性から出資したものである。

3 出資金額等

公益財団法人 盛岡国際交流協会出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
平成4年11月16日	(平成4年11月18日) (平成6年4月12日)	100,000,000円 (30,000,000円) (70,000,000円)	100%

4 監査の結果

当該団体は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

なお、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【指摘事項】

- 事務補助員の賃金の支払において、次のとおり事務が行われていたため、適正な事務の執行を求める。
 - 支出何で指定された資金前渡職員以外の職員が資金前渡を受けていたもの
 - 職員が現金を受領した際の領収書等が確認できないもの
 - 精算に係る手続きが不十分であったもの

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

1 公の施設の指定管理者の所在地、名称及び代表者名

盛岡市若園町2番2号

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

理事長 菊地 昭夫

2 管理を行う公の施設

盛岡市立見前北児童センター

3 指定管理者による管理の目的

当該施設は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図る児童館として設置しており、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団を指定管理者とすることにより、その設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市立見前北児童センター

指定管理料	支出年月日	支出金額
14,825,095円	令和5年4月12日	2,195,000円
	令和5年6月9日	3,009,000円
	令和5年8月10日	2,195,000円
	令和5年10月10日	2,195,000円
	令和5年12月6日	3,009,000円
	令和6年2月9日	2,178,814円
	令和6年5月29日	43,281円

5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

もりおか歴史文化館活性化グループ

1 公の施設の指定管理者の所在地、名称及び代表者名

盛岡市内丸1番50号

もりおか歴史文化館活性化グループ

株式会社乃村工藝社

代表取締役 社長執行役員 奥本 清孝

2 管理を行う公の施設

もりおか歴史文化館

3 指定管理者による管理の目的

当該施設は、盛岡の歴史及び文化に関する資料を収集し、保存し、及び展示することにより、市民の教育及び文化の向上に資する社会教育施設として活用を図るとともに、観光に関する情報や盛岡を訪れる方と市民との交流の場を提供することにより、まちなか観光の拠点施設として地域の活性化を図ることを目的として設置しており、もりおか歴史文化館活性化グループを指定管理者とすることにより、その設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

もりおか歴史文化館

指定管理料	支出年月日	支出金額
117,559,121円	令和5年4月28日	17,092,953円
	令和5年7月10日	19,753,997円
	令和5年8月28日	19,759,301円
	令和5年10月27日	18,854,936円
	令和5年12月26日	21,258,224円
	令和6年2月27日	20,464,201円
	令和6年4月30日	375,509円

5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。